

計量管理規定の変更認可申請書

N D C 社発 23-091号
令和5年3月17日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
名 称 MHI原子力研究開発株式会社
代表者氏名 取締役社長 南雲 浩行

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8第1項の規定に基づき、下記の通り計量管理規定変更の認可を申請します。

1. 名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

氏名又は名称 MHI原子力研究開発株式会社
(MHI Nuclear Development Corporation)
代表者氏名 取締役社長 南雲 浩行
住所 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

2. 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 MHI原子力研究開発株式会社
所 在 地 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

3. 使用の場所の名称及び所在地

名 称 燃料ホットラボ施設(Fuel Hot Lab.) MBA符号
燃料実験施設(Fuel Lab.) MBA符号
ウラン実験施設(Uranium Lab.) MBA符号
所 在 地 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
(622-12, Hunaishikawa, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki, Japan)

4. 核燃料物質使用許可年月日及び番号

使用許可年月日 平成2年8月7日
使用許可番号 2安(核規)第221号

5. 事務上の連絡先

名 称 MHI原子力研究開発株式会社
所 在 地 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
連絡者の氏名
所属部課名
電 話 番 号
電子メールアドレス
F A X 番 号

6. 規定変更の内容

計量管理規定における記載事項の変更
(別添 核燃料物質計量管理規定新旧対照表のとおり変更する。)

7. 規定変更の理由

2023年4月1日に組織名称を変更するため

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

別添

MHI 原子力研究開発株式会社
核燃料物質計量管理規定
新旧対照表

MHI 原子力研究開発株式会社

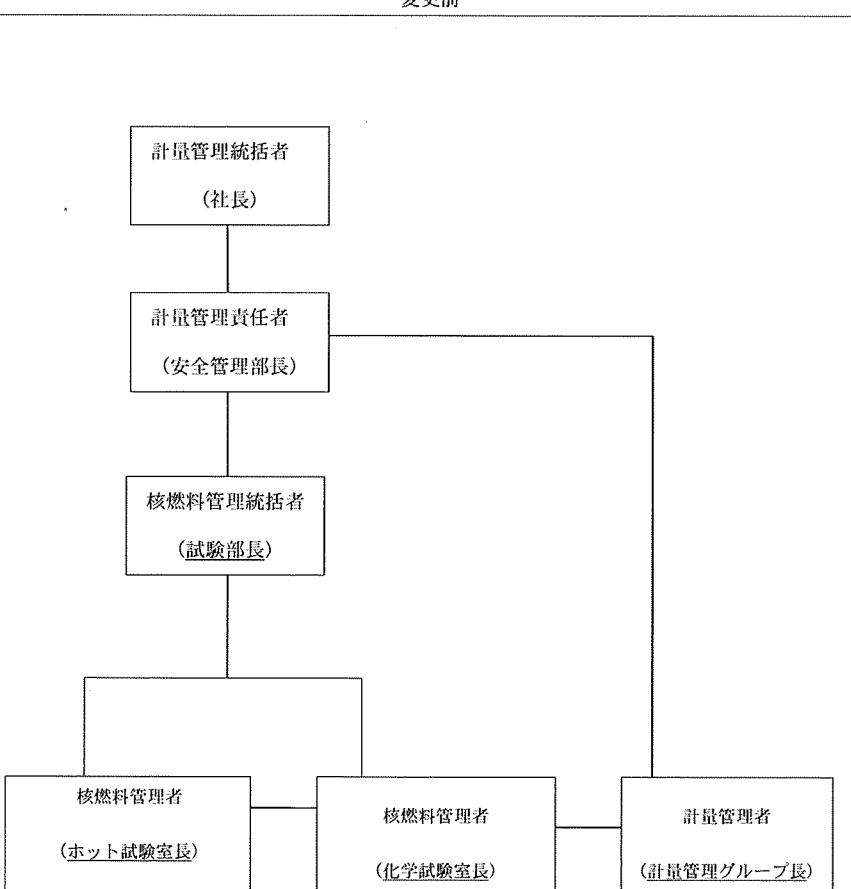
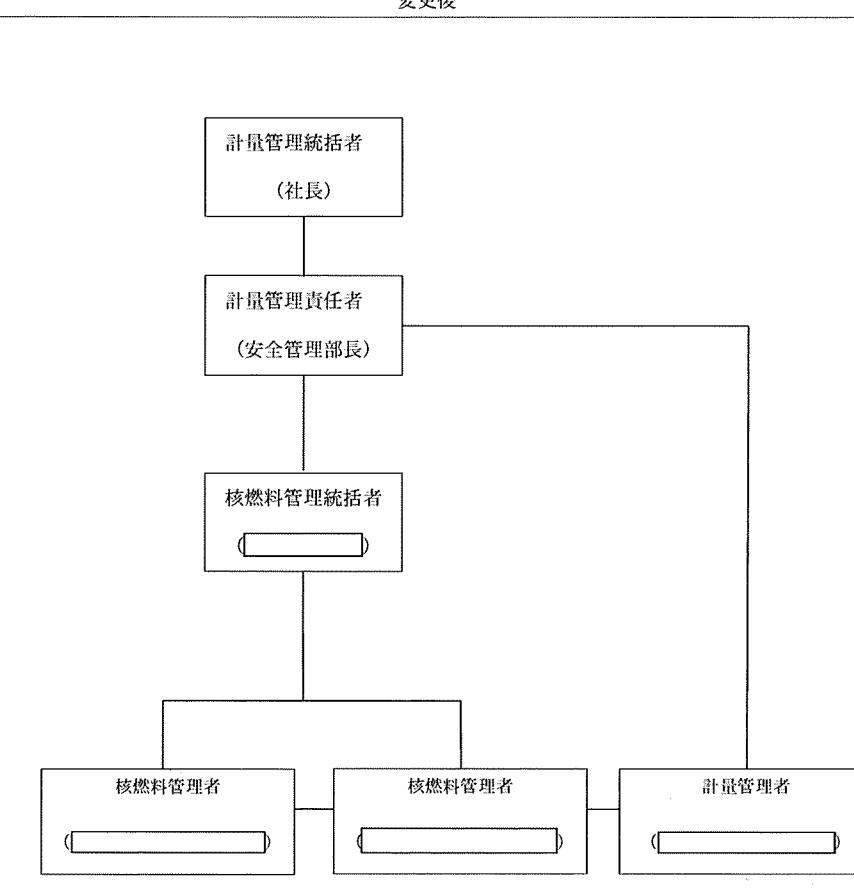
令和 5 年 3 月

核燃料物質計量管理規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|---|--|---|
| <p>MHI 原子力研究開発株式会社 計量管理規定 <u>令和 3年12月改定1.0</u></p> <p>MHI 原子力研究開発株式会社 【略】</p> <p>第二編 燃料ホットラボ施設に関する規定</p> <p>第一章 組織及び職務 (計量管理責任者)</p> <p>第1条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、当社に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、安全管理部長とする。 (計量管理組織)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理責任者のほか、当社に次の各号に掲げる計量管理に関する業務に携わる者からなる計量管理組織をおく。</p> <p>(1) 計量管理統括者 (2) 核燃料管理統括者 (3) 計量管理者 (4) 核燃料管理者</p> <p>2 計量管理組織は、別図第1のとおりとする。 (職務)</p> <p>第3条 第1条及び第2条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 計量管理統括者は社長とし、当社における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指導、管理、監督等の統括業務を行う。</p> <p>(2) 計量管理責任者は安全管理部長とし、当社における計量管理に関する業務を適切に実施する若しくは実施されていることの確認を行うとともに、計量管理に関する記録の検認及び対外折衝を行う。</p> <p>(3) 核燃料管理統括者は試験部長とし、所掌する施設における計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理者は計量管理グループ長とし、計量管理責任者の指示のもとに当社における計量管理記録の作成及び事務の取りまとめを行う。</p> <p>(5) 核燃料管理者はホット試験室長、化学試験室長とし、担当する部署の核燃料物質の測定、収支管理、記録の作成その他、計量管理上必要な業務を行う。</p> <p>【略】</p> | <p>MHI 原子力研究開発株式会社 計量管理規定 <u>令和 5年3月改定1.1</u></p> <p>MHI 原子力研究開発株式会社 【略】</p> <p>第二編 燃料ホットラボ施設に関する規定</p> <p>第一章 組織及び職務 (計量管理責任者)</p> <p>第1条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、当社に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、安全管理部長とする。 (計量管理組織)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理責任者のほか、当社に次の各号に掲げる計量管理に関する業務に携わる者からなる計量管理組織をおく。</p> <p>(1) 計量管理統括者 (2) 核燃料管理統括者 (3) 計量管理者 (4) 核燃料管理者</p> <p>2 計量管理組織は、別図第1のとおりとする。 (職務)</p> <p>第3条 第1条及び第2条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 計量管理統括者は社長とし、当社における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指導、管理、監督等の統括業務を行う。</p> <p>(2) 計量管理責任者は安全管理部長とし、当社における計量管理に関する業務を適切に実施する若しくは実施されていることの確認を行うとともに、計量管理に関する記録の検認及び対外折衝を行う。</p> <p>(3) 核燃料管理統括者は [] とし、所掌する施設における計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理者は [] とし、計量管理責任者の指示のもとに当社における計量管理記録の作成及び事務の取りまとめを行う。</p> <p>(5) 核燃料管理者は [] 、 [] とし、担当する部署の核燃料物質の測定、収支管理、記録の作成その他、計量管理上必要な業務を行う。</p> <p>【略】</p> | <p>・記載の適正化</p> <p>・組織名称の変更のため</p> <p>・組織名称の変更のため</p> <p>・組織名称の変更のため</p> |
| | | |

□で閉った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

核燃料物質計量管理規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 理由 |
|--|--|--|
|  <pre> graph TD A[計量管理統括者 (社長)] --> B[計量管理責任者 (安全管理部長)] B --> C[核燃料管理統括者 (試験部長)] C --> D[核燃料管理者 (ホット試験室長)] C --> E[核燃料管理者 (化学試験室長)] C --> F[計量管理者 (計量管理グループ長)] </pre> |  <pre> graph TD A[計量管理統括者 (社長)] --> B[計量管理責任者 (安全管理部長)] B --> C[核燃料管理統括者 []] C --> D[核燃料管理者 []] C --> E[核燃料管理者 []] C --> F[計量管理者 []] </pre> | <ul style="list-style-type: none"> ・組織名称の変更のため ・組織名称の変更のため |

別図第1 計量管理組織図

別図第1 計量管理組織図

□で開いた箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。